（様式第１）

記号番号

令和 年 月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　代 表 者 氏 名

確認書

名称　代表者氏名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官　経済産業省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．乙は、上記請負業務において制作したコンテンツに係る知的財産権は遅滞なく、当該請負契約書の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

３．乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で請負業務に係るコンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

４．乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

５．乙は、上記３．に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

６．乙は、甲が上記４．に基づき、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

７．乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ロ　乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１２条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

以　上

（様式第２）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

産業財産権出願通知書

契約書第２０条第１項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３. 出願国

４. 出願に係る産業財産権の種類

５. 発明等の名称

６. 出願日

７. 出願番号

８. 出願人

９. 代理人

１０. 優先権主張

（様式第３）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

産業財産権通知書

契約書第２０条第３項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３. 出願等に係る産業財産権の種類

４. 発明等の名称

５. 出願日

６. 出願番号

７. 出願人

８. 代理人

９. 登録日

１０. 登録番号

（様式第４）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

著作物通知書

契約書第２０条第４項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３. 著作物の種類

４. 著作物の題号

５. 著作者の氏名（名称）

６. 著作物の内容

（様式第５）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

コンテンツ利用届出書

契約書第２０条第５項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３．利用したコンテンツ

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類(注１)    及　び　番　号　(注２) | 知的財産権の名称等　(注３) |
|  |  |

４．実施（第三者は実施許諾した場合）

|  |
| --- |
| 自己・第三者（注４） |

記載要領

(注１)： 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、

品種登録者の権利、著作権又は特定情報のうち、該当するものを記載する。

(注２)： 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは

申請番号、著作物の登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。

(注３)：（１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名

　　　　　　 称

　　　　 （２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称

及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

（３）植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願

　　　　　　 品種の名称

（４）著作権にあっては、著作物の題号、特定情報にあっては、特定情報の名称

　　　　 該当する（１）～（４）の名称等を記載する。

(注４)：　自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

（様式第６）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

移転承認申請書

契約書第２１条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３. 移転しようとする知的財産権

４. 移転先

５. 承認を受ける理由

　（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

（１）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

（２）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

（３）その他

（様式第７）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

専用実施権等設定承認申請書

　契約書第２２条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３．専用実施権等（注１）を設定しようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注２）、番号（注３）及び名称（注４） | 専用実施権等の範囲（地域・期間・内容） | 設定を受ける者の名称 |
|  |  |  |

４．承認を受ける理由（下記の（１）から（５）の番号に○を付ける（複数可）とともに、

　別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

（１）　実質的に日本国内において生産されるとみなせるため

（２）　専用実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため

（３）　国内でのライセンス先を探すに当たって、合理的な努力を行ったがライセンス

先が見つからなかったため

（４）　国内で製造することが商業的に困難であるため

（５）　当該技術等が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスに

より我が国に利益がもたらされるため

（注）

１．具体的な理由の説明

（１）（理由が（１）の場合）

　　　　これは、当該物が販売、使用又は貸渡しされる場合において、国内で販売、使用

　　　又は貸渡しされる物（専用実施権等の設定の対象における物）の総量の何パーセン

　　　トが、国内で生産されているかを説明する。

　　　　なお、この割合がおおむね９０パーセント以上である場合は、「日本国内におい

　　　て生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、国

　　　内で生産される割合が低い（おおむね５０パーセント未満の）場合には、下記理由

　　　（５）に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できるこ

　　　とが望ましい。

　（２）（理由が（２）の場合）

　　　　以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

　　　　○親会社と子会社との関係である場合。（※）　○大学・公的研究機関と、当該

　　　大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関（自己実施をしない機

　　　関に限る。）との関係である場合

　　　　　※親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は他

　　　　　の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社

　　　　　は、当該他の株式会社又は有限会社をいう。

　（３）（理由が（３）の場合）

　　　　以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものでは

　　　ない。）

　　　　○コンタクトを取った会社数　○当該会社にライセンスすべくコンタクトを取っ

　　　た方法　○相手側に示したライセンス条件　○海外で製造するとした企業と国内で

　　　製造するとした企業でのライセンス条件の比較　○相手側企業の反応状況

　（４）（理由が（４）の場合）

　　　　以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものでは

　　　ない。）

* 商業ベースでの国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か（海

　　　外と国内での製造のコスト比較等）　○日本国内で製造しようとした場合、どのよ

　　　うな問題が生じるか（当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのよう

　　　な問題が生じるのか）そのために、当該製品の我が国及び海外への製品供給を通じ、

　　　我が国の利益にどのような影響を与えるか　○海外での製造が必要とされている状

　　　況は何か（同様の技術等をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等）　○申請者自身が国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が国内で製造しようと努力したか（立地場所の検討、関係者との契約の検討等）

　（５）（理由が（５）の場合）

　　　　以下の観点を適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものでは

　　　ない。）

　　　　○当該技術等が我が国において製造されない（当該技術が物を製造するものでは

ない場合も含む。）ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあ

るか　○当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄

与するか　○我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好

影響・悪影響を及ぼすか　○国内の新たな雇用の創出、高レベルの雇用の創出、国

内熟練基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか　○国内における技術

等の開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか　○ライセンスによる

ロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか　○

クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本

の利益を最大化する努力がどのように行われるか

２．記載要領

（注１）：　特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用

　　　　　実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、商標法第３０条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

　　　　　　著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権

者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用し

ないことを定めている権利をいう。

　　　　　　特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特

定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内にお

いて使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情

報に関する財産上の権利をいう。

（注２）：　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。

（注３）：　当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前

　　　　　の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請

　　　　　を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

　　　　　　著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていな

　　　　　い場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

　　　　　　特定情報については、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）：　特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権に

　　　　　ついては意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

　　　　　　また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特

定情報の名称を記載する。

（様式第８）

記号番号

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長　殿

住 所

名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名

専用実施権等設定通知書

　契約書第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．開発項目

３．専用実施権等（注１）を設定した知的財産権

（専用実施権等の認定を受けた者が同じ場合は、複数列挙可）

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類（注２）、番号（注３）及び名称（注４） | 専用実施権等の範囲（地域・期間・内容） |
|  |  |

４．専用実施権等の認定を受けた者

　　（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

５．当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（１）契約書第２９条第２項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

イ　子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため

ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの専用実施権等の設定であるため

ハ　技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

記載要領

（注１）：特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、商標法第３０条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

　　　　著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

　　　　特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。

（注２）：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）：当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

　　　　著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

　　　　特定情報については、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）：特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

　　　　また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。